

その他の給食施設指導要領

(趣旨)

第1条 この要領は、健康増進法（以下「法」という。）第20条第1項に規定する特定給食施設および東大阪市健康増進法細則以外の特定かつ多数の者に対して継続的（概ね週4日以上、1か月以上）に食事を供給する施設を「その他の給食施設」として、これらの施設に対し適切な指導を行うもの。給食施設が適切な栄養管理を行い、給食利用者およびその家族等、市民の健康増進および食育の推進を図ることを目的とし、指導に必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 その他の給食施設等は次のいずれかに該当する施設とする。

- 1 特定かつ多数の者に対し1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満の食事を供給する施設
- 2 特定給食施設以外の病院及び介護保険施設

(その他の給食施設の届出)

第3条 対象施設を把握するため、その他の給食施設の設置者に対して、その事業の開始の日から一月以内にその他の給食施設開始届出書（様式1）を所管の保健所長あてに提出を求めることができる。

また、届出事項に変更を生じたときは変更の日から一月以内その他の給食施設変更届書（様式2）、休止（廃止）したときは、休止（廃止）の日から一月以内にその他の給食施設休止（廃止）届出書（様式3）の提出を求めることができる。

(栄養管理報告書の提出)

第4条 対象施設の栄養管理の状況を把握するため、その他の給食施設の管理者（設置者）に対して、栄養管理報告書を作成し、所管の保健所長あてに提出を求めることができる。

(指導及び支援)

第5条 その他の給食施設への指導及び支援は、法第21条第3項に規定する栄養管理基準に基づき、特定給食施設への指導に併せ、集団又は個別指導により効果的・効率的に行う。

附則

この要領は、平成27年10月29日から施行する。